

令和8年度第2回和歌山県最低賃金専門部会

議事録

開催日時 開催場所	令和8年7月29日（水） 和歌山労働総合庁舎 6階	17時00分から 18時30分まで	
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	定数3名 定数3名 定数3名	出席3名 出席3名 出席3名

事務局（玉置）

ただいまから、第2回和歌山県最低賃金専門部会を開催いたします。本日は、専門部会の全委員が出席されておりますので、本部会が成立していることを報告いたします。次に、本会議は公開審議としており、7月28日付けで傍聴公示を行いましたが、傍聴希望者はございませんでした。

それでは、これ以降の議事進行を廣谷部会長にお願いしたいと思います。廣谷部会長、よろしくお願いいたします。

廣谷部会長

はい。それでは、議題1「目安答申の伝達」に入りたいと思います。7月28日に中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に令和8年度地域別最低賃金改定の目安についての答申がなされています。答申を事務局から伝達していただきます。

事務局（岡本）

はい。それでは資料1が中央最低賃金審議会から大臣に答申されたものとなっております。本審の委員の皆様には、資料の容量が大きすぎてメールで送れなかったものですから、本省ホームページの掲載場所のリンクをメールにてお知らせしております。

皆様にも、同様に資料を送れなかったものですから、初めて御覧になるかもしれませんが、御了承いただければと思っております。

また、例年ですが中賃の会長からビデオメッセージというのが送られますが、昨夜10時頃に答申されたということもございまして、これからビデオを撮影することらしいですので、届き次第御覧いただくということと、私どもの審議の状況によりましては、メッセージを皆様に配付するという方法も取れるのかなと思いますので、そこは部会長と御相談させていただいて伝達させていただければと思っております。

本日午前に全国会議がありまして、我々事務局に向けた伝達というのがございますので、それを踏まえて、委員の皆様には御説明させていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、1ページ目ですが、目安答申ということで全体の作りとしては、例年と同じような構成になっております。冒頭、3要素に基づいて審議したということ、項番4から13までは、要望事項というものが書かれております。3ページ目が、

公益見解になっております。結論から申しますと、新聞報道されていますが、Aランクについては54円、和歌山が含まれますBランクについては56円、Cランクについては56円の引き上げということが目安で答申されました。ちなみに、和歌山の1,045円に対する56円は、引上げ率で言うと5.358%になると。全体の加重平均の引上げ率は4.9%ということですが、それぞれのランクですと、下のランクになるほど元の金額が低いので、引上げ率としては高くなるといったような状況で、若干5.5%を超えているような状況でございます。

3ページ目の下の方にアということで、労働者の生計費について、5ページ目にわたって書かれております。5ページのところに、3要素の中の賃金について、検討した内容を色々書かれております。

6ページのウの通常の事業の賃金支払い能力、これは3要素の3つ目の要素について、どういったところを資料に基づいて検討したかということが、書かれております。

8ページ目のエのところ、ア、イ、ウとございましたが、色々検討した中の、特に重要視したというところをコンパクトにまとめて書いているところです。エの冒頭の方では、骨太方針、法定3要素に基づいて、均等化されてきましたよということが書かれておまして、8ページの下から2行目、「この結果、」からが、特にどういったところを重要視したかということで、この結果、アからウで触れたように、①労働者の生計費については、物価について引き続き上昇局面であるけども、上昇率は昨年より鈍化しているということを踏まえることが必要ですよということでございます。2つ目の要素、賃金については、連合さんの春闘の状況であるとか、経営者団体の経団連さんとか、商工会議所さんの結果を踏まえ、そしてまた上から10行目ぐらいのところに賃金改定状況調査第4表の①②③についてコメントがあって、平成10年以降最大の上げ幅でしたということが論述されています。その下の③、通常の事業の賃金支払い能力については、売上高経常利益や従業員一人当たりの付加価値額の水準が高い水準で推移しているということを踏まえた上で、ここでも賃金改定状況調査の結果を踏まえて、上昇率は平成14年以降過去最大ということが書かれています。「しかし、」のところで、価格転嫁率が示すように、十分な価格転嫁が難しい企業も存在していて二極化しているようなことも書かれております。

「また、第4表と」から始まるところで、春季の賃上げ妥結状況から見て、小規模事業者は、支払い能力が相対的に低い可能性がある、というようなことも書かれております。

その下の「そうした中で」というところで、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられると書かれています。

次の「これらを総合的に勘案し」のところ、今まで論述したことの結論の結論になります。これらを総合的に勘案して、労働者の生計費については、物価上昇が継続しているけれども、上昇率は昨年より鈍化していると書かれており、賃金については昨年から引き続き高水準の賃上げになっていると。ただ一方で、依然として賃

上げの原資の確保が難しい企業が存在していると。最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する必要があることを考慮するとともに、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や小規模事業者などにも波及させることや最賃法第1条に基づく最低賃金の制度目的に沿って、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障して、その労働条件の改善を図るというようなことにも留意する必要があるというようなことでございます。

そういったことを踏まえ、結論として、10ページの4行目ぐらいのところから、今年度のランクについては、全国加重平均で55円4.9%を基準として検討することが適当であるということでございます。

なぜABCのランクで金額が異なっているかというような理由が次に書かれております。理由としては、賃金改定状況調査の結果を踏まえておりまして、CBAの順番に引上げ率が高かったということを踏まえて、Cの引上げ率が高く、Bと結果は同じですが、率としては、Cが高いですけど、CBAというように差を設けたと。もう一つは、最高額に対する最低額との格差、地域間格差を解消しましょうというようなことも、骨太方針とかに書かれておりますので、それも踏まえて、地域間格差を解消する観点から、AよりもBCランクの方の引上げ率を高くしたというようなことが書かれております。

御説明したような考え方で、目安答申をしたということでございます。

昨年までの二年間は、はっきりと生計費を重視したと書かれていましたが、今回はそういった記述がなくて、3つの要素をそれぞれバランスよく考えて、総合的に判断したというようなことが、今年目の特徴かなというように考えます。

それで12ページのところでございます。これも例年書かれていますが、12ページの方のところで、「地方最低賃金審議会への期待等」というところでございます。これも例年と同じようなくだりのところで、目安小委員会としては、目安を充分に参酌しながら、地方においても審議することを期待するというようなことが書かれております。

その下の「その際」のところにも、先ほどの結論の結論と申し上げましたけれども、物価のことであるとか、今年の春闘を踏まえた賃上げの状況であるとか、地域間格差の是正を踏まえた審議をする際、配意いただきたいというようなことが書かれているところです。

その下のパラグラフの「その上で、」といったところが、これは今年初めて書かれたところでございます。これは第1回本審でも御説明させていただきましたが、昨年の地方の審議状況を踏まえて、中央の目安全員協議会で検討された結果が書かれております。特に12ページの下から5行目「こうした」というところですが、こうした令和7年度の地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた目安制度の在り方に関する全員協議会において、令和8年度以降の審議に向けて、令和7年度の審議の結果等を踏まえた論点と考え方の整理をしましたと。その中で取りまとめた中の2の(2)および3の(4)の対応方針を踏まえた審議を行うことを要望するというようなことで、こちらの方にもその対応方針に則った対応をお願いしますということが書かれています。

このことは、厚生労働省の全国会議でも、事務局からしっかりと委員の皆様へに説

明するようにと指示があったところでございます。第1回本審で申し上げましたが、全国最下位争いで最下位を脱出するような理由で大幅な賃上げはしないようにと
いったことでございます。

もう一つは、発効日につきまして、法定発効が基本ですが、指定日発効とする場合には、その必要性について理解が得られるかなどの観点から、各地方最低賃金審議会の公労使間で充分議論して決定すること。仮に指定日発効とする場合には、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益見解等で、できる限り明らかに示して決定することに留意して審議いただきたいというようなことが、要望事項として書かれているというところでございます。

14ページから68ページまでの資料は、先ほど申し上げた目安審議に使ったデータが添付されております。昨日の本審資料にもお付けしたものが大部分ですが、一部つけていない資料もございます。特に重要視したところを赤で囲んでいたりしますので、資料のこういったところを具体的に使ったのかというようなところを見ていただければと思います。先ほどのア生計費、イ賃金、ウ賃金支払い能力といった順に、この資料も並んでいますので参考にできるのではと思います。

最後ですが69ページです。小委員会報告の別紙2ですが、労使の意見が一致しなかったということで、それぞれ労働者側、使用者側の方から見解ということで、こういった点で不満であるということがこちらに表明されておりますので、また後ほどお読みいただければと思います。

目安答申についての説明は以上とさせていただきます。よろしく申し上げます。

廣谷部会長

はい。では、ただいま事務局から目安答申を伝達いただきました。今年度の目安答申に関して御意見御質問があればお願いをします。まず労働者がいかがでしょうか。

山本委員

はい。非常に量が多くて追いつけていないので、もう少し見てから。

廣谷部会長

それではちょっと一点、先にすみません。ちょっと聞き落としちゃったと思います。先ほど法定か指定か、発効日の話を仰っていたと思いますが、資料のどこに書いてあるのですか。

事務局（岡本）

第1回本審の資料でお付けしたのになります。

廣谷部会長

ここの資料じゃないですね。

事務局（岡本）

はい、第1回の資料についております。

廣谷部会長

それでは、使用者側はどうですか。

児玉委員

使用者側委員の児玉でございます。事務局から丁寧な説明ありがとうございました。目安額について、示していただいたわけですが、使用者側としては、大変不満といいますか、不信感といいますか、ちょっとそんなことのポイントを少し述べたいと思います。

昨年より目安額が低くなっているというところは、一定の評価になりますが、御説明のあった8ページ、エのところで触れられている骨太の方針に含まれるポイント、遅くとも2030年代前半、できる限り早期に全国平均1,500円を達成すると。これは、これまでは2020年代と言ってきたのが、2030年代前半ということで、いわゆる後ろずれをしていると。

これを拡大解釈するわけではないですが、2034年までは前半と言うことになれば、5年分ずれるわけで、5年分ずれるということは、世の中色々言われてきたように7%台の伸び率がないと1,500円は無理と言っていたのが、5年後ろずれしたので、3%台の伸びで骨太の方針が達成できるのではないかという憶測と言いますか、希望的な見方もあった中で、3%台から考えますと、4.9%というのは、骨太の方針を十分に理解していないのではないかと思うのが一つです。

それと、今、事務局からまさに御説明があった中で、昨年までは生計費を中心にその議論をしてきました。消費者物価のいいとこ取りと我々は言っておりますが、いいとこ取りをして、相当高い数字を昨年ははじき出したということがあって、それに翻って、今年は3要素をバランスよく考えましたという説明があったと思いますが、そんなことが、去年はこうだ、今年はこうだっていうのを、いいとこ取りの話も大概なんですけど、去年はこうだ、今年はこうだっておかしくないですかというのが、中央での審議の仕方が、毎年変わる、何を要素に検討するかを、その時々、社会情勢をもって、変えていくっていうのは、そもそもこの法律がそういうことを目指しているのか、3要素でもって決めるということが、法律の中に書いているにもかかわらず、毎年のように何かに重点を置いているということについて、非常に不信感を持っているところであります。ぜひこれについては、公益委員の皆様にも御意見を頂戴したいなと思っているところです。

それに加えて、ランクの根拠についてです。賃金改定状況調査結果の10ページの上段の方になりますけれど、賃金改定状況調査結果の第4表①②における賃金上昇率は、CランクとBランクが同率ということで、高いと言いますが、これは、もともと昨年の最低賃金の上昇率に大きく影響を受けて、昨年のCランクのところが、相当大きく伸ばし、それに基づいてこの賃金の調査結果に大きく影響を与えて伸びたのだと。だから、昨年の最低賃金を決定する中で、ABCのランキングをできるだけ詰めようという意識が目安の方でも働いたし、本部のほうでも働いていたし、そのことが、Cランクのところより強く、我々和歌山県においてもプラス2円とい

うことで、目安よりも上乘せをしたということで、全体としてAからCまで圧縮できたということが、この賃金改定表に表れているだけであって、支払う側が意図してCランクのところを上げようとしたわけではなくて、この最低賃金の議論の一つの答えとして、この別表4に現れているだけ、言ってみれば、最低賃金がこの改定表の数字を押し上げたただけであったので、それを根拠にABCが要するにBCが上がっているよ、詰まっているよというのは、これは何か作為をして、結果が良くなったので、よしよし、それでさらに詰めていこうよというのは、何かこの根拠にするのが、例えるならマッチに火を注いでいるような、自分たちで火をつけておいて、それをさらに煽っているような論理の展開のように見えるわけです。

地域間格差については、もっと別の表やいろんな指標があると思います。かつてここでもGDPの議論、一人当たりのGDPの議論がありましたが、いろんな要素の中でその地域の格差という言い方、あまり正しくないですが、地域の差があるわけで、そういったことをそこに置いて、要するに自分の都合のいい、都合のいいっていうのは差を縮めたいという、政府の意向に都合のいいところだけを取って、伸びているというように思うところで、この点に関しても、皆さん伝わったかどうか分かりませんが、もっとほかの要素も勘案したら、果たしてそうなるのかなというのが思うところで、これについても不満というか不信感があります。

以上、この4.9%という目安そのものに対して、多くの地方の零細企業の皆さんが納得いただけるような、なるほどと思える数字ではないのではないかと思います。

廣谷部会長

はい、ありがとうございました。

事務局（岡本）

生計費のところは、この二年間は生計費重視とはっきりと書いていましたので、そういった特徴がありますと敢えて分かりやすく説明をさせていただいたということで御理解いただければと思います。

廣谷部会長

では、労働者側、どうでしょうか。

山本委員

はい。ただいま児玉委員の使用者側としては不信感、不満だという話だったんですけども、労働者側としまして、実は今朝からいろんな目安についての説明を受けたんですけども、まず金額を見て、何だこれとは。私たちの予想の中では昨年並みのレベルであろうと計算して思っていたのが、まさか下回ってくるとは。要は地域の事情を考えたときに、若干、仕方ないかなと思いつつですが、中賃の方でまさかこう低い、昨年よりも低い数字が出てきたなという点については、若干、不満を持っています。今、児玉委員が仰ったように、地域は地域のっていうふうに仰っていただけるのなら、私たち労働者としても和歌山県の労働者のためにという観点で

審議を進めていけたらいいなというふうに思っております。

廣谷部会長

はい、ありがとうございました。では、公益委員の方から御意見ございませんか。

(意見なし)

廣谷部会長

では一つ質問ですが、A、B、Cランク付けが実態に合っているのかどうかというのは置くとして、目安額にプラスしたところが全国的にもものすごく多くあったと思いますが、去年Cランクが伸びたというのは、Cランクの県が多かったということではなかったですか。

事務局（岡本）

そうです。兎玉委員が仰った、なぜCランクが高いのかというのは、私もそう思います。昨年目安が引き上がった部分で、上げざるを得なかった部分もあって上がってきたとは思いますが、昨日も御説明しましたが、資料別冊の93ページのところを見ていただければ、この10年間の目安にどれだけ積んだかという経緯が書かれておりまして、2025年度ですとCランクは13県ありますが、17円、18円、13円、10円、14円、15円、7円、9円、16円、9円、7円、12円、7円と相当に目安に積んでいるということで、賃上げ率の方も97ページに出ていますが、Cランクは全て7%を超えていると。Bランクでだいたい5%から6%、つまり6%台で、一番上げたところが福島県で8.2%ですが、だいたい6%で、Cランクが7%ぐらいの引上げ率になっていると。元の金額が低いと、少し上げるだけで率としては高くなります。そういった結果として、賃金改定調査にも表れているのかなと考えます。答えになっていますか。

廣谷部会長

はい、まあ、なぜ上がるのかっていうところ、防衛的なのかとか。

事務局（岡本）

防衛的かどうかはまた別の資料にあると思いますが、防衛的な部分も多いとは思いますが。

廣谷部会長

他に何か、はい、どうぞ。

河野委員

今の話にかかりますが、去年は骨太の方針に、目安以上に積みばお金をくれるみたいな話があったので増えたんじゃないかと。そういうことで、特に支援の部分は、最後の方に遅くなった部分もあったと思いますが、色々見えてきてから決めようと

いうのもあったのかなと思います。

ただ、先ほど児玉委員からも話があったように、その結果をもって、額が増えたというのは、違うんじゃないかなっていう感じが、私も同じように思っています。ちょっとこの決め方が、その結果をもってやるのではなく、具体的なきちんとした根拠があればと思いますが、結果だけ見てっていうのは、すごく納得いきにくいなというふうに、私はちょっと思います。

芝池委員

私も、河野委員が仰ったように、確かに去年の目安が高くて上がりました。そこに対して、政府としても補助金や助成金とか拡充しますということで、小規模事業者をカバーしていくっていうのがあり、それは分かります。ただ、Cランクとか地方のところというのは、格差が相当ありましたが、例えば去年の3要素の中でも生計費が非常に重視されたというのは、やはり大きな背景として、消費者物価がここ3、4年ずっと上がってきている、特に去年は相当に上がっており、都会と地方で何が大きく変わるかっていうのは、住居費については明らかに歴然とした差がありますが、食料品などと言うと地方と都市部でそんなに大きく変わるっていう感じではないと思うんです。

私も実際、2年前に名古屋にいまして、その後、和歌山に来ましたが、確かに住居費とかは違いますけど、食料品とか外食費とか生活に関するものは、生活実感としてそんなに地方だから安いというわけじゃないんです。そういう意味で言うとやはり去年なんかは、物価上昇が続いている中において、地方はしっかりと賃金を上げていかないと、生計が維持できないということがあった背景で、相当上がったんじゃないかなと感じています。

3要素はそれぞれ大事ですけども、やはり労側からすれば、まずは生活できるっていうところが、一番大きいウエイトがあったと思います。

確かに消費者物価は今年下がっていますが、まだ、十分じゃないです。なぜかというと、例えば賃上げもここ3、4年ずっと上がっていますが、組合員から聞こえてくる声は、賃金が上がって喜んだ、けども、結局は社会保険料、税金が増えていく。じゃあ手取りで残ったのかというと、賃上げされたほど残ってないんですね。

生活者からすると、いかにして可処分所得が残るかどうかが、これが大きなウエイトなので、その観点からすると、先ほど山本委員が言いましたけども、今回、去年よりも目安がかなり下がっていることに関して、物価は下がってるけど、ここで目安を下げられるのはどうかなというところで、ちょっと私たちの疑問があるというところでございます。

廣谷部会長

ありがとうございました。他には特にないでしょうか。

(他に意見なし)

廣谷部会長

それでは議題2の金額審議に入りたいと思います。

前は、今年度の金額審議に向けての基本的な考え方、目標などについて労使双方からお伺いをしました。また、労働者側、使用者側ともに、それぞれの所属する組織の中で情報収集や意見集約もされていることと思います。金額審議に先立ち、参考となる情報や御意見など、さらに金額提示もできるようであればお伺いしたいと思いますけれども、まず労働者側はいかがでしょう。

山本委員

はい、先ほどの話にもありました目安には、だいぶ不満を持っております。それから、少し思ったのは、使用者側委員さんたちも、中央の使用者側委員さんたちに対して、不信感があるという点も踏まえまして、私たちも中央の委員さんたちに、ちゃんと声が届いているのか若干思いますので、中央は地域のことが分かっていないというのを念頭においた上で、まずは和歌山をどうするかというこの場なので、金額を含めて労働者側の意見を述べさせていただけたらと思います。

労働者側としては、現行1,045円から85円を引き上げ、1,130円を提示します。この85円の根拠については3点ございます。

昨日申しましたリビングウエイジの和歌山の数字が、単身の車保有の金額として、時給にして1,130円です。最低賃金は、フルタイムで働いて健康で文化的な最低限度の生活を営む水準であるべきという意味で、現行の1,045円との差が85円であり、これを解消する必要があると思います。

それから、2点目に連合和歌山がまとめました2026年の春季生活闘争の平均賃上げ額は13,975円になりました。時間額に換算すると、85円相当になります。一般の労働者に賃金の改善を最低賃金にも反映させるべきと考え、その根拠とします。

3点目としましては、昨日も申しました、人材確保と和歌山県の地域経済のことを考え、人手不足と若年層の県外流出、これを止めるためにも85円の引上げ額を提示させていただきたいと思います。

以上です。

廣谷部会長

はい、ありがとうございました。では、使用者側いかがでしょう。

児玉委員

今日は、金額提示は控えておきたいなと思っております。それはですね、先ほど私が提起した問題について、公益委員の方からなんら回答がないですね。一つは繰り返しになりますけれども、昨年まではその生計費に重点を置いてと。今年については3要素をバランスよくみたということで、繰り返し申し訳ないですが、そういった毎年変わり映えをしているような目安を我々は提示されているわけですが、その都度そういった考え方を我々としてどう理解していくのかということについて、一定、公益委員の見解をお聞きしたいと。

加えて、そのランクの根拠となるところが、こういった説明でしかないのですが、

和歌山と大阪との格差という部分は、先ほど、労側から消費者物価はそんなに変わらないんだというお話をいただきました。ですが、現に経営側の支払い能力の方からすると、明らかに賃金格差というのがあるって、それが根拠となるのは、最低賃金に格差があるから、そのまま格差があるんだというような説明があるかもしれないですが、現に大阪や東京との賃金格差があって、そういったことも全くABCランクには反映されずに、この第4表に基づいて、みたいな話しか書いていないと。

そういったことについて、公益委員の考え方について尋ねたはずなんですけど、全くそれについては答えられてないということで、そういった議論を深めたいと思っているのですが、その点の考え方について説明をいただきたいところでありますので、その辺を伺った上で、我々としても考えてみたいと思っております。

部会長

では、公益の方でちょっと意見を集約したいと思います。

(中断)

廣谷部会長

審議を再開させていただきたいと思います。では、公益の方から少し意見をいたします。

岡田委員

岡田から説明をさせていただきます。児玉委員の仰られた去年と今年で判断要素のポイントがずれているというところですが、事務局の説明はそのようになっており、去年と一昨年とで生計費に係る記述があったのは事実ですが、全体の読み方としましては、3要素を重視するというところは変わっていないと和歌山県の公益としては考えており、3要素を重視するというところは、去年も一昨年も今年もですが、重視していくというふうに考えております、というのが一点目の回答です。

二点目につきまして、本日の資料の10ページの真ん中辺りのところですが、ここは児玉委員の仰られるとおりと考えまして、その上で賃金改定状況調査結果の第4表というところですが、ここは少しその次に続く話の根拠としては、トクトロジーというのか、根拠となっていないというふうに考えます。

しかし、地域間格差への配慮の観点が必要だということ、雇用情勢としてBCランクが相対的に良い状況にあること等のデータを考慮する必要があるというところをつなげますと、特に和歌山県にとって隣の大阪府があるということもありますので、地域間格差の問題は重要であるという観点から、中央の方で出てきたBCランクが56円で、Aランクが54円という結果は、中央の目安としては理解ができると考えておりますが、今後の話の流れとしましては、資料12ページのカのところの、地方最低賃金審議会の期待等というところで、目安や地域の事情を踏まえての議論を地方審議会で行うというところ、ここが重要だと思いますので、この後、公益も含めて、労使間でお話し合いができればというふうに考えております、というのが、二点いただいた御質問への公益からの回答となりますが、これで大丈夫でし

ようか。

児玉委員

はい、ありがとうございます。3要素それぞれを重視していただくということが確認できたのが、大変ありがたいと思っております。

ランクについては、BとCが同じでというところ、確かに和歌山の場合は大阪との格差を縮めていきたいという、これは、我々の意向でもなくて、政府の意向がそうであるということの確認ができたのですが、格差というものは現にあるんだというところを、使用者側とすればその格差があることが、従来から格差をどうやって縮めるかという議論が上がるのですが、トータルにみたときに和歌山で暮らすこと、大阪で暮らすことの違いが現にあることで、経済が成り立っているというところもあるということが言いたかったところでございます。

ありがとうございます。

廣谷部会長

以上の点で、他に意見などございますか。そうすると、二者協議をさせていただきたいのですが、事実上の第1回目ですが、少し二者での協議をさせていただきたいと思います。

まず、労働者側と公益側でお願いしたいと思いますので、使用者側には少しお待ちいただけますか。

(公労個別審議)

(公使個別審議)

廣谷部会長

今日の金額審議はここまでとさせていただきます。

議題3として「その他」ですが、何かございますか。

(意見なし)

廣谷部会長

なければ、日程調整ということでお願いします。

事務局（玉置）

はい。次回の専門部会について調整をさせていただきたいと思いますが、明日7月30日18時から開催ということでよろしいでしょうか。

(意見なし)

事務局（玉置）

ありがとうございます。その後の日程につきましても、8月3日10時からと8

月5日9時からということでしょうか。

廣谷部会長

4日14時というのは？

事務局（玉置）

当初は仮で4日も案内していましたが、実際の日程を確保する意味で、30日、3日、5日を御提案させていただきました。

廣谷部会長

では4日はなしで。確かに3日連続になっちゃう。

事務局（玉置）

はい、そうですね。

廣谷部会長

では4日はなしということでしょうか。

北道委員

予備日で置いておいては。

事務局（岡本）

予備日で置きましょうか。

山本委員

予備日で置いておいた方がいいと思います。

北道委員

そうですね。

事務局（玉置）

状況を見て4日やるかどうかを決めるということでしたら、4日は14時からということでしょうか。

（意見なし）

事務局（岡本）

30日と3日は確定ということで。

廣谷部会長

5日も確定ですね。そこに4日が入るかどうか3日の最終に決まると。それで

よろしいでしょうか。

(意見なし)

廣谷部会長

では次回は明日7月30日の18時、午後6時からということで、この会場での開催となります。次回以降については、先ほどありましたように8月、まず3日、3日の10時から、それから5日の9時からが確定してあって、3日の日に最終決まりますが、4日の14時、午後2時からというのも日程は確保していただくということでお願いをいたします。

労使双方は本日の審議をお持ち帰りいただきまして、今後の双方の歩み寄りに向けまして十分な検討をいただいて、次回に御臨みいただきたいと思います。

以上で本日の専門部会を終了します。

皆様お疲れ様でした。ありがとうございました。